

人材確保等支援助成金【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（賃金向上助成）】

支給申請チェックリスト 兼 送付票

事業所名： _____

(R7.4 新潟局)

- 提出期間 賃金が改定され、建設労働者に賃金を支払った最初の日から3ヶ月後となる日（その月において3ヶ月後となる日がない場合は、その月の末日）が属する月の区分に応じ、次の表に掲げる提出期間

実施月	4月,5月,6月	7月,8月,9月	10月,11月,12月	1月,2月,3月
提出期間	7月1日から 8月末日まで	10月1日から 11月末日まで	1月1日から 2月末日まで	3月1日から 5月末日まで

No	提出書類	提出形態	チェック欄
1	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（賃金向上助成））支給申請書（建魅様式第5号）	原本	<input type="checkbox"/>
2	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））（建魅様式第5号別紙2）	原本	<input type="checkbox"/>
3	支給要件確認申立書（助成金）（共通要領様式第1号）、及び「役員等一覧」	原本	<input type="checkbox"/>
4	賃金の増額改定前後の雇用契約書	写	<input type="checkbox"/>
5	賃金の増額改定前後3か月の賃金台帳等賃金の支払状況が分かる書類	写	<input type="checkbox"/>

<ご注意>

- ※ 書類を郵送等で提出される場合には、特定記録郵便等送付記録が残るものをご利用下さい。
- ※ 本票は必要事項を記入のうえ、資料の添付漏れがないよう確認して提出してください。
- ※ 提出する前には必ず提出書類一式の写しを作成し、事業所にて保管（5年間）してください。
- ※ 提出していただく写しの書類はA4版にて提出してください。
- ※ 支給申請にあたっては、パンフレット等により支給要件、支給までの流れ等を確認して下さい。
- また、支給申請書等の記載にあたっては、様式裏面の「提出上の注意」、「記入上の注意」等を必ずご覧下さい。
- ※ 労働局に到達した日が申請日となります。期限を過ぎた場合は支給の対象になりません。

<主な支給要件について>

- ※ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）（事業主経費等助成）の支給決定を受けていること。
- ※ 支給対象事業の実施日の初日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、解雇等事業主都合により離職させていないこと。
- ※ 雇用する全ての建設労働者の毎月決まって支払われる賃金について、支給対象事業の終了日の翌日から起算して1年以内に、5%以上増加させ、建設労働者に支払っている建設事業主であること。

<送付先（照会先）>

〒950-0965	新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル1F 新潟労働局職業対策課 助成金センター 建設担当 電話025-278-7181
-----------	---